

申45号

試使用で明らかになった課題・不安の解消が行われず！

上意下達による職場軽視、社員軽視、安全軽視の施策実施は認められない！



5月
30日

「D-TAC」本使用開始における諸課題の改善を求める

緊急申し入れを提出

解明申し入れの申24号は、施策実施2日前の団体交渉実施！

安全に関わる施策の基本的事項すら労使協議ができない異常事態だ！

申し入れ項目

1. 「D-TAC」 試使用期間中の諸課題の解決が図られないままの施策実施は、安全配慮義務を欠いた重大な問題であることから、本使用開始に至った経過と本使用以降に生じる諸問題に関する責任の所在を明らかにすること。
2. 「D-TAC」 故障時およびタブレット端末の電源喪失時の取扱い方法を具体的に明らかにすること。なお、不測の事態が発生した場合は、指令や運転当直等と乗務員間にて必要事項の相互確認ができる環境を整備すること。
3. 「D-TAC」 機能については、線区および区所の特情や職場における事故対策などの記載事項を反映することができるようシステムの改良を図ること。
4. 通告伝達システムが活用できない区間における「通告事項」に対する取扱いについては、指令員等からの通告券受領を基本とするなどヒューマンエラー防止の安全対策を講じること。
5. 「D-TAC」 使用時におけるGPS機能の改善を図ること。

異常時対応や

安全対策に不備がある現状は

安全配慮を逸脱している！



タブレット端末が使用できない際の取扱いの教育が十分ではない

これまで事故防止のために個人で取り組んでいた対策ができない



安全に安心して働く職場・システム導入を実現しよう！